

平成21年度
市政執行方針

(平成21年3月2日)

稚内市長 横田 耕一

【目次】

1 序 文	・ ・ ・ 1
2 基本方針	・ ・ ・ 3
3 重点化施策	・ ・ ・ 8
4 結び	・ ・ ・ 33

【序文】

平成 21 年・第 2 回稚内市議会定例会の開催にあたり、新年度の私の市政に対する執行方針を申し述べ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

アメリカ発の金融危機に端を発した世界同時不況が進行し、戦後最大の経済危機といわれる状況となっております。

輸出を中心とした主要企業の業績悪化から始まった不況が、全ての製造業に波及し、雇用不安や消費縮小の悪循環に陥り、企業城下町となっている自治体では、財政的な影響や雇用環境の悪化など地域経済に大きな影響が表れ始めております。

北海道観光においても、世界的な不況、円高などの影響により外国人観光客が減少しており、本市におきましても、観光をはじめ様々な産業に波及して、地域経済に大きな影響を与えることが懸念されます。

残念ながら、本市企業においても影響が表れ始めており、深刻に受け止めております。

こうしたことから国の経済対策や市内中小企業の状況など、一層、積極的に情報収集に努め、地元経済、特に雇用状況などに十分意を配し、的確、迅速な対応を図っていかねばならないものと考えております。

さて、明年度は私にとりまして3期目の任期の折り返しの年となります。

また、昨年の市制施行60年の区切りを経て、新たな時代へと向かう年であり、市民の皆様とともに創り上げた「第4次総合計画」がスタートする年でもあります。

平成21年度は、これから10年後の稚内を見据え、市民の皆様と歩み始める年であり、激動する内外の情勢ではありますが、様々な課題の解決に取り組み、将来世代に責任がもてるまちづくりを着実に進めるため、新たな思いで全力を傾注して市政運営にあたってまいります。

【基本方針】

まず、私の市政運営に対する基本的な考え方について申し上げます。

第一は、「新たな総合計画の着実な推進」についてであります。

新年度からスタートする「第4次総合計画」は、まちの将来像の実現に向けて、市民の皆様と行政とがお互いに協力して取り組んでいく「まちづくり」の指針となるものであり、直面する地域の課題解決のためにも、この計画を着実に推進していく必要があります。

そのため、平成21年度は総合計画が目指す将来都市像『人が行き交う環境都市わっかない』の実現に向けて、「にぎわいの創出」と「人と地球環境にやさしいまち」の2つを大きな柱として、まちづくりを進めてまいります。

「にぎわいの創出」につきましては、特に人口減少社会と向き合い、定住促進、交流人口の増加、医療福祉の充実、活力ある産

業の創造、魅力ある都市機能の充実などを確実に実施し、地域の魅力を高めてまいります。

また、「人と地球環境にやさしいまち」につきましては、市民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、行動していくことにより、社会全体が将来にわたり持続できるよう、地域としてできることに積極的に取り組んでまいります。

様々な要因により先行きに対する不透明さが増している現在ですが、このような取組を進めることにより、人もまちも元気になり、「愛着と誇りを持てるまち・稚内」を次の世代に引き継いでいくことができるものと確信しております。

第二は、「地方分権に対する考え方」であります。

明治維新、戦後改革に次ぐ「第三の改革」といわれる「分権改革」は、地方分権一括法の成立から10年が経過し、平成18年の地方分権改革推進法の制定により、新しいステージを迎えております。

地方分権の推進を図る中、今後は地域の自主性が重んじられる一方、自治体経営の自己責任が、より強く求められていくものと考えております。

私は以前から、地方のことは地方自らが決定すべきであると主張してまいりました。そして、最も住民に身近な行政組織として、サービス機能を充実させるため、受入可能な権限は積極的に移譲を受けてまいりました。

また、同時に業務の効率化を図り、限られた資源を効果的に投入していく自治体経営を進めてまいりましたが、今後はこれらの取組をさらに推し進め、将来にわたって健全で持続可能な財政構造を構築しながら行政運営を行っていくことが、私に課せられた責務であると考えております。

昨年、国からは「定住自立圏構想」という自治体連携のための新たな姿も示されましたが、地方分権に対応していくことが可能な基礎自治体のあり方については、近隣自治体と連携を図りながら、引き続き議論してまいります。

第三は、「雇用を安定させ市民生活を守るための経済対策」についてであります。

先ほども触れましたとおり、世界的な景気後退が、わが国の实体经济に大きな影響を与えており、市民生活にもその影響がじわじわと表れ始めております。

特に雇用情勢については、昨年9月以降、全国の有効求人倍率の低下が著しく、本市においてもその影響が拡がることを危惧しておりますが、雇用の確保を図り、市民生活の不安を解消するため、総合的かつ的確な対策を迅速に進めることが必要であると考えております。

そのためには、国や道の制度も積極的に活用していく必要があり、関係団体との連携を強化しながら、情報提供や相談体制の充実を図ってまいります。

また、市として中小企業への経営支援を拡充するとともに、ワークシェアリングにより市の臨時職員の雇用枠を拡大するなど、経済雇用対策を進めてまいります。

さらに、事業の発注等について出来る限り「前倒し」を図るとともに、様々な分野の実態把握に努めていくことはもちろん、新たな仕事の掘り起こしも重要な課題として捉えてまいります。

きめ細やかな対応が求められていることは言うまでもありませんが、何よりもスピード感が重要です。

全職員があらゆる情報にアンテナを常に高く張り巡らし、的確な施策を展開できるよう努めていく所存であります。

【重点化施策】

次に、平成 21 年度の重点化施策について、新しい総合計画の体系に基づき 6 つの分野毎に、その視点と取組について述べさせていただきます。

【地域経営（自治）】

まず初めに、「地域経営（自治）」の分野についてであります。

1 つめの視点は「にぎわいのあるまちづくり」であります。

長引く景気低迷や社会情勢の変化により、地方の活力が失われつつある中、残念ながら、本市においても観光客数が減少を続けております。

地域の活力を取り戻し「にぎわいのある元気なまち」としていくため、魅力ある顔づくりを進めるとともに、交流人口の増加を図ってまいります。

そのため、本市で開催される各種スポーツ大会等の開催を支援していくとともに、全道・全国規模のイベント・コンベンション、

スポーツ大会、合宿などについて、関係機関と協議して積極的に誘致を図ってまいります。

一方、本市の魅力を全国に情報発信していくため、平成 19 年から様々なイベントを行ってきたメモリアル事業も、いよいよ佳境を迎えます。

本年は江戸時代の偉大な探検家・間宮林蔵が、ここ宗谷の地から樺太へと旅立ち、樺太が島であることを発見した歴史的偉業から数え、ちょうど 200 年を迎えることから、「間宮海峡発見 200 年記念事業」を実施いたします。

北方記念館をメイン会場にロングランで開催する「林蔵展」をはじめ、「林蔵祭り」、フォーラムなど、見て・聞いて・参加する様々な機会を通じて、わがまちの歴史と偉大なる先人の足跡を市民の皆様と振り返るとともに、全国に向けてアピールし、多くの方々に訪れていただける機会にしてまいりたいと考えております。

また、メモリアル事業のもう一つの柱として、8月に「南中ソ^{まつり}ーラン祭」を開催いたします。

かつて荒廃した学校生活から立ち直るため、地域と学校とが一体となり取り組んできた「南中ソーラン」が、映画やテレビなどで紹介され、その感動から今や全国各地の学校などで取り組まれていることは、皆様ご承知のとおりです。

発祥の地ここ稚内に、「南中ソーラン」に取り組む多くの人達に集まっていただき、互いの踊りを披露し交流を深めてもらうことにより、全国に「稚内に南中ソーランあり」と情報発信してまいります。

また、子どもたちから地域に元気をもらい、活力ある地域社会づくりに繋げていきたいと考えております。

これらメモリアル事業を元気の源にしていくことはもちろんですが、市民の皆様には、事業を通じて「ふるさと稚内」の誇りを改めて感じていただき、さらには地域学を創り上げる取組につなげてまいりたいと考えております。

また、マチのにぎわいを創出するため、都市基盤の整備も推進してまいります。

稚内駅周辺の中心市街地の再生につきましては、再開発ビルの建設が着工されるなど、いよいよ本格的に始動いたします。

この再開発事業を着実に進めることにより、多くの人々が訪れる魅力ある空間を作るとともに、「まちなか居住」を進め、安心して住み、交流できる生活空間として再生を図ってまいります。

歴史的遺産である稚内港北防波堤ドームやフェリーターミナル、さらには第一副港までの「みなとマチ」の魅力を持つエリアと一体的に整備を進め、市民や観光客にとって「まち歩き」を楽しめる空間にして行く考えであり、移動手段を持たない高齢者や子育て世代が安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインの視点で整備を進めてまいります。

市民有志の自主的な活動で植栽による景観づくりを進めていただけるということも、大変心強く感じておりますが、今後とも市民の皆様や商店街の取組と連携を図りながら、にぎわいのあるまちづくりを推進してまいります。

2つ目の視点は、「人と自然が共生した環境社会の実現」についてであります。

地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題が一層深刻さを増している状況の中、本市におきましては、これまでも風力や太陽光といった地球環境にやさしいエネルギーの導入に、積極的に取り組んでまいりました。

私たち人類も地球環境の一部であるという視点に立ち、これらのエネルギーの利活用を積極的に進めるとともに、私たちの日常生活やすべての産業活動において環境負荷の軽減を図り、地球環境に貢献するまちを目指していかなければなりません。

そうしたことから、平成21年度は市民の皆様に変更して「環境」への意識を高めていただき、環境に対する様々な取組を行っていただくため、具体的な数値目標を定める「地球温暖化対策実行計画」の策定を進めてまいります。

また併せて、全市的な組織「環境づくり会議」を設立し、市民・事業所・行政が一体となり、「環境都市わっかない」の実現に向けた取組を進めてまいります。

一方、資源の循環も推進してまいります。昨年は金属、プラスチック類などの分別収集を開始するなど、ごみ減量やリサイクルなどについては、町内会等の協力もいただき順調に進んでおります。

これらに加え、家庭から出される生ごみの活用を図るための「中間処理施設」の建設に向け、本市としては2例目となるPFI手法を導入して、平成24年度の供用開始を目指し建設準備を進めてまいります。

次に「パートナーシップによるまちづくり」についてであります。

本市は、「参画」「協働」「情報共有」を基本とする「自治基本条例」を制定しておりますが、今後とも、この条例の理念、意義等の普及・啓発に取り組むとともに、住民自治を具現化する市政運営を推進してまいります。

また、生涯学習は、子どもから高齢者まで、誰もが共に学び合えるまちづくりの基本であります。

市民の皆様は、地域の課題解決のため、共に考え行動していただくためには、生涯学習の推進が必要不可欠であり、現在、その基本となる「生涯学習推進計画」の改定作業を進めているところです。

急速に変化する社会情勢の中で、環境問題や健康づくり、介護など市民の学習ニーズはますます多様化・高度化してきておりますが、この計画のもと、市民一人ひとりの心豊かで充実した生活を実現するためにも、学習機会の充実や学びの成果を地域に還元していくための仕組みづくりを具体的に進めてまいります。

また、家庭生活や社会活動など様々な場において、男女が共に参画していく社会を目指し、本市では昨年、男女共同参画推進条例を制定いたしました。

平成 21 年度は取組の指針となる行動計画の策定を完了し、男女共同参画社会の実現にむけて、具体的な取組を行ってまいります。

次に「健全で適正な自治体経営」についてであります。

本市はこれまで、財政健全化プランを策定し、職員数の削減や給与の減額など人件費の抑制をはじめとする内部管理経費の削減、市民の皆様のご理解とご協力により受益者負担の見直しなどを進めてまいりました。

平成 19 年に成立した「地方公共団体財政健全化法」では、財政状況を診断する 4 つの指標により、「財政再生の基準」が定められました。

本市は、いずれの基準もクリアしておりますが、厳しい財政状況にあることに変わりはなく、引き続き、収支の均衡や債務残高の圧縮などに努め、健全財政の維持に努めてまいります。

行政運営におきましては、行政評価を中心とする経営型マネジメントの強化を図るとともに、中長期の展望に立った事務事業の集中と選択を行い、より一層の行政改革を進めます。

【教育・文化】

2 つ目の分野は「教育・文化」であります。

本市の学校施設の整備につきましては、少子化の影響による学校の統廃合や小中一貫教育とも深く関係することから、優先度について、これまで慎重に検討してまいりました。

新年度におきましては、教育委員会の学校整備方針を受け、東中学校の改築に向け基本設計に着手するほか、富磯小学校について、耐力度調査を実施することといたしました。

なお、このほか、「教育・文化」の分野につきましては、教育委員長から教育執行方針の中で述べさせていただきます。

【保健・医療・福祉】

3つ目の分野は、「保健・医療・福祉」であります。

まず、「健康づくりの推進と医療の充実」についてであります。

近年、医師の都市部への偏在が問題となっており、その結果、地方の医師不足を招き、地方の都市は医療体制に多くの課題を抱えております。

本市においても「かかりつけ医」的な役割を担うべき診療所の数が減少していることから、本市で新たに開業する医師に対し、費用の一部を助成する制度を創設して、これまで積極的に誘致活動を展開してまいりました。

このたび、その努力が実を結び、本市に新たな診療所が開設される見通しとなりました。

今後は、開設に向けて具体的に支援を行っていくとともに、市民や医師会のご協力をいただきながら、この制度のPRを市民総ぐるみで、これまで以上に積極的に行い、更なる開業医の誘致を推進してまいります。

また、本市の医療体制の中核を担う市立稚内病院につきましては、全国的にも極めて深刻な医師不足の中、新年度において、医師の増員が図られる見通しとなりました。

病院事業管理者である病院長を中心に、関係医育大学及び北海道への熱心な要請を続けた結果であると受け止めておりますが、今後とも地域の医療ニーズに応えられるよう、組織が一丸となり地域医療の充実に努めてまいります。

また、病院の経営につきましては、国が示す「公立病院改革ガイドライン」を踏まえながら、本年2月に「稚内市病院事業改革プラン」が策定されたところであり、病院事業管理者を中心に、このプランを推進し、さらなる経営効率化を図ってまいります。

次に「子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり」についてであります。

これまで費用の一部を助成してまいりました妊婦健康診査につきましては、必要とされる14回全てを助成するほか、保険が適用されない不妊治療への助成を継続し、妊娠、出産にかかる経済的不安の軽減を図ってまいります。

また、育児不安の軽減を図り、子どもの健やかな成長を見守るため、生後4か月までに保健師や保育士が全ての家庭を訪問し、専門的立場から助言を行う「こんにちは赤ちゃん事業」を開始するほか、こども課に新たに児童福祉相談員を配置して、子育てに関する相談体制の強化を図ります。

これまで進めてまいりました幼保一元化の推進により、本年 4 月には 4 つ目の私立保育園が開園される予定であり、同時に「子育て支援拠点施設」の整備が完了いたします。

これにより、保育所待機児童の解消と乳幼児を抱える家庭への子育て支援体制が強化され、本市の在宅育児支援が大きく前進することとなります。

平成 21 年度は市立保育所の一時保育事業を開始するなど、これまで積み重ねてきた子育て支援策を、さらに充実させてまいります。

続いて「支えあい誰もが安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

平成 20 年度は「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」の改定作業を進めてまいりました。

これらの計画により、自宅での生活が困難となった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、施設や生活の場の確保

を図るための方針を定めるとともに、今後は必要となるサービスの充実を図ってまいります。

また、介護や援護の拒否や孤立化を防ぐため、さらには近年増え続ける虐待の防止や生活への支援が必要な方を早期に発見していくため、地域包括支援センターの体制強化を図ってまいります。

認知症を正しく理解して地域で見守る応援団「認知症サポーター」を養成する事業につきましては、市民の皆様と接する機会を多く持つ市職員が、公務の中でも、地域の中でも、率先してサポーターとなっていくため、全ての職員を対象に養成講座を実施してまいります。

また、講師役を担っていただく市民ボランティアのお力添えをいただきながら、市民の皆様への普及啓発活動を、全市的に展開してまいります。

さらに、金銭や財産の管理に支援が必要な方を対象に、権利や尊厳を守っていくための新たな支援策を開始するなど、『認知症になっても地域で安心して生活できるまちづくり』を推進してまいります。

【環境・生活】

4つ目の分野は、「環境・生活」であります。

まず、「安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

近年、全国的に悪質な詐欺などによる消費者被害が増加しており、その手口も巧妙化する一方ですが、本市におきましても被害が発生しております。

消費者被害を未然に防止するためには、被害に遭わぬよう、我々一人ひとりが努めていかなければなりません。特に高齢者や若年層がターゲットとされるケースが多いことから、老人クラブやこれから社会人となる高校生を中心に、消費者啓発や出前講座などを積極的に開催して、被害の未然防止について働きかけてまいります。

また、住宅火災の死傷者を減らすため、住宅用火災警報器の早期設置に向け、積極的な普及啓発を行います。

さらに、消防施設や設備について、計画的な整備を進めるとともに、救命率の向上を目指し、救急救命士の計画的な養成を行い、消防・救急体制の充実を図ってまいります。

次に「暮らしを支える生活環境づくり」についてであります。

近年、アイスキャンドルをはじめ、市民の団体や町内会が自らイベントを企画し開催するなど、長く厳しい冬を楽しく乗り切ろうとする機運が高まっていると感じます。

しかし、一人で暮らす高齢者が増加する中、玄関先などの除雪に不安を抱える方が増加していることも、また事実であり、一部の地区では、自力では除雪が困難な方を、地域ぐるみで助け合う活動が始められています。

道路への雪出しマナーの向上や、効率的な除雪体制の整備はもちろん、高齢者や障がいがある方などへの支援体制の充実に向け、市民や企業・団体の皆様とともに、それぞれの責任や役割をご理解いただき、力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

また、市道の安全性確保のため、危険度、優先度を検討しながら、凍結防止剤の自動散布装置の設置を、順次、進めてまいります。

次に、「環境美化への取組」についてであります。

環境重視型社会の実現に向けての取組は、先に述べたとおりであります。きれいで住みよいまちづくりを進めるため、平成21年度は「クリーンアップわっかない」を推進いたします。

具体的には、清掃美化ボランティアへの支援やごみステーション設置などによる「クリーン作戦」、また町内会の協力を得て配置している廃棄物等減量化推進員の活動強化や、資源物回収へ奨励金を支給する「減量化・リサイクルの推進」、さらには「不法投棄対策」「環境教育」などを総合的に推進してまいります。

【都市基盤】

5つ目の分野は、「都市基盤」であります。

まず「公共交通を充実させたまちづくり」についてであります。

マイカーの増加などにより、路線バスの利用者が減少を続けており、路線バスを核とした地域の公共交通の体系を再構築していく必要があることから、地域に望ましい姿を検討していくため「地域公共交通総合連携計画」の策定を進めてきたところです。

新年度につきましては、バス事業者と連携を図りながら、引き続き生活路線の確保に努めていくとともに、この計画に位置づけられた事業について、検証を行うための試験運行や利用促進活動を行い、地域の新たな公共交通のあり方を、地域の皆様や関係者とともに検討してまいりたいと考えております。

都市間交通につきましては、稚内空港の滑走路の延長化が完了する予定であり、就航率の向上が期待されるところでありますが、悪天候による欠航が少なくない現状があることから、今後も就航率の一層の向上について、国や関係機関に強く働きかけてまいります。

さらに、国道につきましては、幌延、豊富間のバイパス道路の供用が開始される予定であり、市民の命を守る救急搬送の迅速化のためにも、一日も早く安全で利便性の高い道路整備が進められるよう、今後も国道 40 号の高規格化等の早期整備について、国に対して要望を続けてまいります。

また、JR 宗谷本線の稚内・名寄間の高速化の早期実現に向け、引き続き要望を行ってまいります。

次に「調和のとれた持続可能なまちづくり」についてであります。

市街地の土地利用と都市施設整備の基本となる「都市計画」につきましては、概ね 10 年を目処に見直しを行ってまいりましたが、前回平成 8 年に行なった全面見直しの時点に比べますと、本市を取り巻く状況も大きく異なっております。

このため平成 21 年度は、市街地の現状や変化の様子などについて把握し、分析を行うための基礎調査を行い、都市計画の見直しに着手してまいります。

生活に身近な道路の整備につきましては、引き続き栄2条通などの整備を行い、ノシャップ5条通、大黒3号通は平成21年度で完了いたします。このほか、市の単独事業により萩見13号通りなどの道路整備を行います。

住宅環境の整備といたしましては、宝来団地の2棟目の実施設計に着手いたします。

また、既存の市営住宅につきましては、引続きはまなす団地の改修を行うほか、末広団地をはじめ経年化により損傷が目立つ住宅につきましては、順次、補修してまいります。火災警報器の設置につきましても、継続して進めてまいります。

上水道につきましては、公営企業として経営の安定と効率化を図るとともに、耐震化の促進と老朽管の更新などを計画的に進め、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

【産業振興】

最後になります6つ目の分野は、「産業振興」であります。

まず、「自然を活用した産業の体質強化」についてであります。

本市の基幹産業である漁業につきましては、沿岸漁業の主要魚種でもあるウニ、ナマコの資源育成管理の取組などを支援し、資源管理型漁業を推進して、経営の安定化と後継者育成などを促進してまいります。

また、漁港整備といたしましては、清浜地区の船揚場整備が、平成21年度に完了いたします。

農業につきましては、今後も基幹産業として発展させるため、担い手の育成確保、経営の合理化を進めるとともに、土地基盤整備においては、沼川北部の改良事業に着手して暗渠排水の改良などを行い、質の高い粗飼料の確保と飼料自給率の向上を図ってまいります。

また、個々の農家の経営規模拡大が進む中、農作業の分業化を促進してまいりましたが、このたび平成20年度を以って、その一翼を担ってきた大規模草地の拡充整備を終えました。

新年度は、大規模草地の指定管理者による管理運営を開始いたしますが、受入できる頭数を増やすとともに、これまでは行ってこなかった生後6ヶ月未満の哺育牛の受入を行うなど、飼育管理体制の一層の充実を図ってまいります。

次に、「中小企業の振興」についてであります。

地域の経済を活性化していくためには、その中核を担い、多くの雇用の受け皿となっている中小企業の振興策が重要であると考えます。

そのため、地元の中小企業のニーズに的確に応える振興策を審議・検討するために、専門家等による中小企業政策審議会を創設いたします。

重点事項として「稚内ブランドの確立」「融資制度」「商店街振興策」「新製品・新技術開発支援」等を検討していただき、可能な限り早急に予算化、制度化を図っていく考えです。

また、地域経済を取り巻く現状への緊急的な対応策として、不況の影響などにより厳しい経営状況に置かれている中小企業等を対象に、現行の融資制度の「融資枠の拡大」と「限度額の引き上げ」を図り、中小企業の経営を応援してまいります。

次に、本市が目指す「にぎわいの創出」に大きく関わる「観光振興」についてであります。

申し上げるまでもなく、観光は経済波及効果や雇用創出効果が高い産業であり、また団塊の世代の退職や、東アジアからの旅行需要が期待される中、本市としても官民挙げての取組を行っていくことが重要であると認識しております。

こうしたことから、現在、本市を訪れる観光客を、物心両面から温かくもてなそうと、観光マイスター制度の推進によるホスピタリティの向上や、「食の委員会」による新メニューの創出など、様々な取組を推進しており、一つひとつ形を創ってきたところがあります。

しかし、観光産業については、燃料高騰や不況、円高などにより大きな打撃を受ける分野の一つであることから、現在の状況を考え合わせると、さらに総合的な振興策が必要であると考えており、平成 21 年度は、地元の関係者や専門家の協力を得ながら、さらなる具体策を探ってまいりたいと考えております。

次に、「サハリンとの経済交流」についてであります。

現在ロシアでは、経済発展に伴う所得水準の向上により、安心・安全なイメージが定着している日本製の食品や製品に対するニーズが飛躍的に高まっており、これまで主力とされてきたインフラ整備関連のみならず、食品をはじめとする様々な分野でのビジネスチャンスが期待されています。

本市がサハリン事務所を設置してから 7 年が経過します。いずれは地元企業との共同設置が望ましいと考えながらも、まずは現地の情報収集等のための事務所が必要であることから、これまで単独で設置してまいりました。

このような状況の中、本市の企業数社から現地事務所を設ける意向が示されたことから、新年度はサハリン事務所を移転して、これらの企業と同じ建物を拠点として活動できる体制をとり、これまで以上に民間事業者との連携を強化してまいりたいと考えます。

本市にとりましても、サハリンとの経済交流は地域経済の活性化への貢献度が大きく期待されるところであり、人口 50 万人以上を擁するサハリンを経済圏として捉え、サハリン事務所を核として、地元企業のサハリン市場でのビジネス参入を積極的にサポートしてまいります。

また、ここ数年、サハリンからわが国への旅行需要が高まっており、本市での滞在を目的とするツアーが企画されるなど、サハリンからの観光客が急増しております。

昨年は、サハリンの旅行会社が本市の旅行代理店と新たな業務提携を行うなどの動きもありましたが、本年度からの本格的なツアー実施に向け、少人数ツアーへの対応や、より詳しいマップを作成するなど、関連企業等と連携を図りながら受入体制の強化に努めてまいります。

さらには、観光客誘致やサハリンとの交易の活発化を図る上で必要不可欠である「日ロ定期フェリー」の運航継続に対して引き続き支援を行うほか、コルサコフ港の新ターミナル建設について、州政府をはじめとする関係機関に対して要請を続けてまいります。

以上、平成 21 年度の重点化施策について申し述べさせていただきました。

【結び】

最後になりますが、私は、市民一人ひとりの皆さんが生まれ育った稚内を愛し、誇りに思えるまちを創ることを共通目標として、様々な課題を克服していくことが大事であると考えます。

そのため、市民の皆様と力を結集し、住みたい、訪れたいまちの創造に向け、にぎわいや活力を再生させるための施策の推進に、全力を傾注してまいります。

市民並びに議員の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、私の平成21年度における市政執行方針を終わります。
ありがとうございました。